

介護職員処遇改善加算について

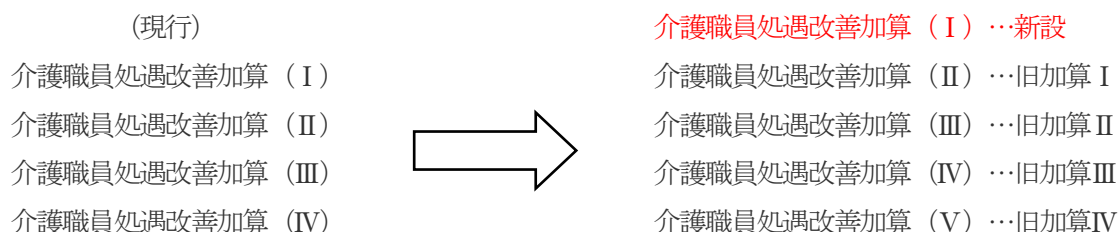
1 概要

介護職員の処遇改善として平成21年度10月から介護職員処遇改善交付金が創設されました。

平成24年度介護報酬改定において、介護職員の安定的確保及び資質の向上の観点から、例外的かつ経過的な取扱として、交付金と同様の仕組みで、介護職員処遇改善加算が創設されました。

平成27年度介護報酬改定において、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を行う事業所を対象とし、更なる上乘せを行う区分が創設されました。

そして平成29年度介護報酬改定において、昇給に結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分が新設されます。



2 対象サービス及び加算率

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV	加算 V
・(介護予防) 訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算 III により 算出した単位 ×0.9	加算 III により 算出した単位 ×0.8
・(介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・(介護予防) 通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防) 短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	3.9%	2.9%	1.6%		

・介護療養型医療施設 ・(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2. 6%	1. 9%	1. 0%		
--------------------------------------	-------	-------	-------	--	--

非対象サービス・・・(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、
特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

3 算定要件

(1) 介護職員処遇改善加算 (I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 指定事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事等に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該指定事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件(平成27年4月以降実施する取り組み)の全てを満たすこと。

(2) 介護職員処遇改善加算 (II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ① (1) ①から⑥までに掲げる基準に適合すること。
- ② キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱを満たし、かつ職場環境等要件(平成27年4月以降実施する取り組み)を満たすこと。

(3) 介護職員処遇改善加算 (III)

- ① (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ② キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱを満たし、かつ職場環境等要件(平成20年10月以降実施する取り組み)を満たすこと。

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)

- ① (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ② キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件(平成20年10月以降実施する取り組み)のいずれかを満たすこと。

介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

5 加算算定の届出

介護職員処遇改善加算を算定しようとするときは、各指定権者に届け出る必要があります。

高松市内の介護サービス事業所⇒高松市
地域密着型介護サービス事業所⇒指定権者である市町
それ以外の介護サービス事業所⇒香川県

※ただし、複数の介護サービス事業所等を有する法人については法人単位で届出を作成し、それぞれの指定権者へ提出することができます。

○地域密着型通所介護について

地域密着型通所介護のみなし指定事業所で、その有効期間が満了していない事業所は、従来どおり県に届出を行ってください。みなし指定以外の事業所又はみなし指定の更新を行った事業所は、指定権者の市町に届出を行ってください。ただし、県指定である介護予防通所介護も併せて実施している場合は、県にも届出を行ってください。

○総合事業について

①みなし指定の事業所

- ・みなし指定事業所については、総合事業の介護予防訪問（通所）介護相当サービスでの届出は不要です。従来どおり県に介護予防訪問（通所）介護の処遇改善加算の届出を行ってください。
- ・加算算定見込み額は、介護予防訪問（通所）介護の加算算定見込み額に合算して記載してください。

②みなし指定以外の事業所

- ・みなし指定以外の事業所については、介護予防訪問（通所）介護に相当するサービスでの届出が必要です。介護給付によるサービスと一体的に実施している場合、これらを一括して作成してください。このとき、県へ届出を行うとともに、当該届出を指定権者の市町へも提出してください。
- ・一括で作成する場合、加算算定見込み額は介護予防訪問（通所）介護と合算せず別段に記載してください。

※ 上記①②の取り扱いは平成28年度介護職員処遇改善加算の実績報告(平成29年7月提出期限とする予定)についても同様です。

6 届出の提出期限

算定を受ける年度の前年度の2月末日（年度の途中にあつては算定を受けようとする月の前々月の末日）

※ 平成29年度の届出に関しては、特例として4月14日（金）までにご提出ください。

7 提出書類

加算届出様式一式

- ※ 新たに加算を算定する事業所又は加算の区分を変更する事業所は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」も提出する必要があります。ただし、旧加算Ⅰ→新加算Ⅱ、旧加算Ⅱ→新加算Ⅲ、旧加算Ⅲ→新加算Ⅳ、旧加算Ⅳ→新加算Ⅴに変更する場合、提出は不要です。

(参考)

平成29年度介護報酬改定の概要

1. 改定率について

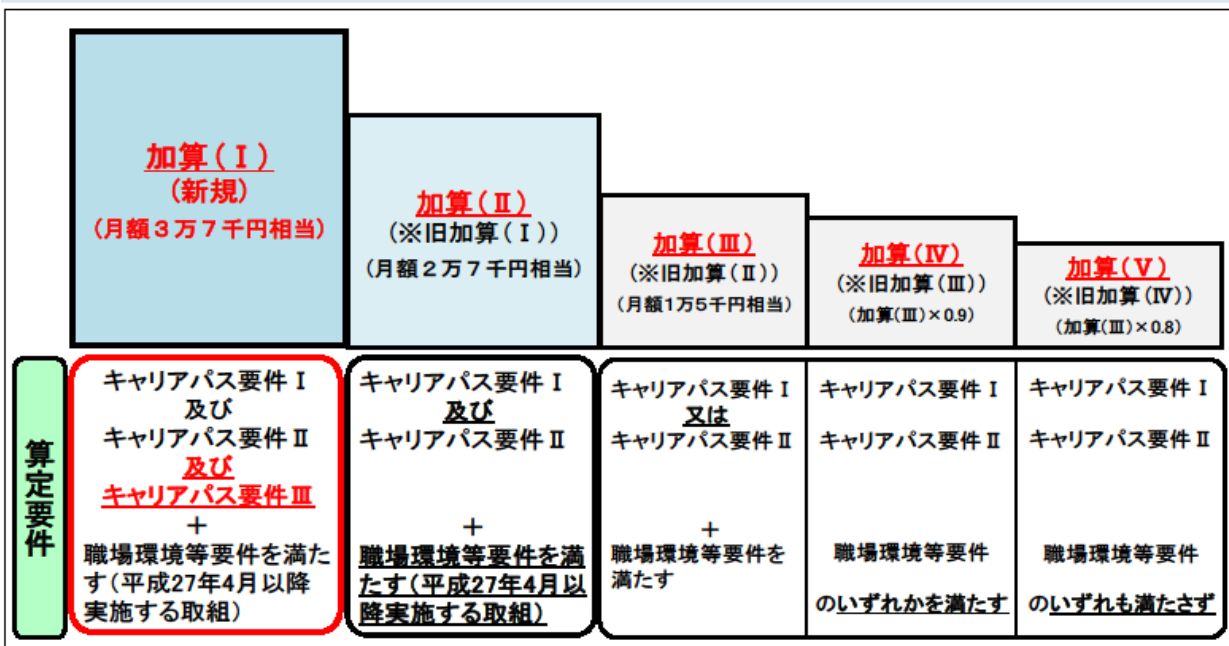
- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うものである。
- (参考)
 介護報酬改定率：1.14%
 (うち、在宅分：0.72%、施設分：0.42%)
- ※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したもの

2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。

1

介護職員処遇改善加算の区分



(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

2